

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱の一部を改正する告示 (税務課)	523
○緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課)	524
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	525
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	〃
○公共測量の終了 (用地課)	526
○道路の供用開始 (南丹土木事務所)	〃
公 告	
○一般競争入札の実施 (広報課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (中丹広域振興局)	530
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ()	531

○非農用地区域内に換地する土地の指定 (南丹広域振興局)	531
○都市計画区域区分の変更案を作成するための公聴会の開催 (都市計画課)	〃
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	533
公 安 委 員 会	
○警備員指導教育責任者講習の実施	537
監 査 委 員	
○監査結果の公表	538
○令和2年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	545

告 示

京都府告示第409号

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱の一部を改正する告示

間税関係特別徴収義務者交付金交付要綱(昭和61年京都府告示第37号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条及び第6条中「要綱」を「告示」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 特別徴収義務者が地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)附則第59条第1項の規定により

間税3税の徴収を猶予された場合においては、当該徴収の猶予に係る期限を別表第1に規定する徴収の猶予に係る期限とみなして、同表の規定を適用する。

別表第1第3条第1号に規定する交付金の項中「により納期限」を「による納期限(法第15条第1項の規定により徴収を猶予された場合にあつては、当該徴収の猶予に係る期限)」に、「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同表第3条第2号に規定する交付金の項中「条例第61条の5の規定により納期限内(法)」を「法第144条の14第2項の規定による納期限(法第15条第1項又は)」に、「徴収猶予された期間内を含む。)」を「徴収を猶予された場合にあつては、当該徴収の猶予に係る期限)内」に改め、同表第3条第3号に規定する交付金の項中「により納期限内(」を「による納期限(法第15条第1項又は)」に、「徴収猶予された期間内を含む。)」を「徴収を猶予された場合にあつては、当該徴収の猶予に係る期限)内」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度に交付する交付金から適用する。



京都府告示第410号

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かん養」を「^{かん}澗養」に、「保全など」を「保全等」に、「要綱」を「告示」に改める。

第6条中「要綱」を「告示」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和3年度から令和8年度までの各年度分の補助金に係る別表の8の項の規定の適用については、同項中「規定する過疎地域」とあるのは、「規定する過疎地域及び同法附則第7条第1項又は第8条第1項の規定により同法附則第5項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域」とする。

別表の8の項中

「							
			(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）				を
							」
「			(2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域				に、
							」
「			(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域				を
							」

				(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域 (6) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定された指定棚田地域			に改める。
--	--	--	--	--	--	--	-------

附 則

この告示は、令和3年7月20日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。



京都府告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大字山野口小字瓜生迫1（次の図に示す部分に限る。）、3の4、9、10の乙、12、12の乙、8002、小字浅谷30の乙、31
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字瓜生迫1（次の図に示す部分に限る。）、3の4、9・12・12の乙・8002（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
船井郡京丹波町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当

該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹波町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第86号）が令和3年3月15日終了した旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市左京区鞍馬本町地内



京都府告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年7月20日から令和3年8月3日まで縦覧に供する。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 綾部美山線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市美山町豊郷下側45の1から 南丹市美山町豊郷中川原新田5の1 まで	令和3年7月20日

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託一式
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年9月30日まで
- (4) 履行場所
京都府が指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府広報課広報係
電話番号（075）414-4119
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
令和3年7月20日（火）から令和3年7月30日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来庁すること。ただし、令和3年7月21日については、入札説明会の実施後に交付する。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
令和3年7月21日（水）午後2時から
イ 場所
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁別館第4会議室

- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、(1)又は(3)の条件及び(2)の条件を満たさなければならない。
(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直近2営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
エ この入札の対象となる国又は地方公共団体が発行する広報紙の各戸配布業務に関し国又は地方公共団体との契約の実績を有する者にあつては、次のいずれかに該当する者
(ア) この入札の日前2年間に於いて、当該契約を解除された者（その者の責めに帰すべき事由により当該契約を解除されたと認められる者に限る。）
(イ) この入札の日前1年間に於いて、当該契約に基づき賠償する責めに任ずべき損害を2回以上生じさせた者
オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団

体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 次に掲げる入札参加資格認定名簿のいずれかに登録されている者であること。
ア 令和元年度、令和2年度及び令和3年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託に係る一般競争入札に定める入札参加資格認定名簿において掲載されている者であること。
イ 令和3年度、令和4年度及び令和5年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託に係る一般競争入札に定める入札参加資格認定名簿において掲載されている者であること。
- 5 資格審査の項目
(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
(3) 審査基準日の従業員数
(4) 審査基準日までの営業年数
(5) 審査基準日の配布物の受領及び配布体制
(6) 審査基準日の直前の2年間に於ける各戸配布の実績
- 6 資格審査の申請手続
4の(1)の資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(1) 申請書の交付期間等
ア 交付期間
令和3年7月20日（火）から令和3年7月30日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。
イ 交付場所
2の(1)に同じ。
ウ 交付方法
(ア) 直接交付を受ける場合
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来庁すること。
(イ) 郵送により交付を受ける場合
2の(2)のウの(イ)に同じ。
(2) 申請書の提出期間等
ア 提出期間
令和3年7月20日（火）から令和3年7月30日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
なお、上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査が間に合わないことがある。
イ 提出場所
2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
提出場所宛てに書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

- 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- (ア) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- (イ) 府税納税証明書（府税を滞納していないことの証明）
- (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (エ) 営業経歴書
- (オ) 配布物の受領及び配布体制
- (カ) 各戸配布実績調書
- (キ) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (ク) 取引使用印鑑届
- (ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

キ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への掲載

4の(1)について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和3年度、令和4年度及び令和5年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿において掲載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で

通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

10 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（7の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、オ及びカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の

行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和3年7月20日(火)から令和3年8月19日(木)までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

なお、上記期間以外においても申請書等を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合
6の(2)のウの(ア)に同じ。

イ 郵送により提出する場合
6の(2)のウの(イ)に同じ。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

確認申請書の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年9月1日（水）午前10時

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

職員福利厚生センター第2会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和3年8月31日（火）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

15 入札保証金

免除する。

16 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

18 その他

(1) 1から17までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和3年度又は令和4年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又

は削除されたときは、契約を解除することがある。

- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

19 Summary

- (1) Service required:
The distribution of prefectural news-letters to all households in Kyoto City
- (2) The time, date and place for the bidding:
10:00 a.m. Wed., September 1, 2021
Place of meeting: Department of Policy Planning Conference Room
No.2 Meeting Room, Employees Health and Welfare Center Kyoto Prefectural Office
- (3) Deadline for bid submission by post:
Thu., August 31, 2021
- (4) Opening of Bidding:
10:00 a.m. Wed., September 1, 2021
Place of meeting: Department of Policy Planning Conference Room
No.2 Meeting Room, Employees Health and Welfare Center Kyoto Prefectural Office
- (5) Contact point for the notice:
Public Relations Division, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan
TEL : (075) 414-4119



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) クスリのアオキ東舞鶴店
舞鶴市字浜88番地4
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社フクヤ
宮津市字鶴賀2110番地
代表取締役 加納 義友
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,407平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 駐車場の収容台数
51台
イ 駐輪場の収容台数
40台
ウ 荷さばき施設の面積
24平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.76立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午前0時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和3年6月30日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和3年7月20日から令和3年11月22日まで
- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ白鳥店
舞鶴市森小字大田野540番地
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時	令 3. 8. 31	設置者の変更に伴う営業計画変更のため

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで	午前7時30分から午前0時30分まで		
----------------------	---------------------	--------------------	--	--

- 2 届出年月日
令和3年6月30日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和3年7月20日から令和3年11月22日まで
- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、国営土地改良事業（亀岡中部地区）曾我部換地区に係る換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区区域内に換地する土地として指定した。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

市町村	町又は字	地番	地目	用途	地積	指定に係る地積
亀岡市	曾我部町南条中浦竹	26	田	田	1,071 ^{m²}	1,075 ^{m²}



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、舞鶴都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年7月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年8月11日（水）午後2時から
- (2) 場所
舞鶴市役所本館大会議室（舞鶴市字北吸1044番地）

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画の種類

舞鶴都市計画区域区分

(2) 都市計画の変更案の概要

都市計画区域名	市町名	地区の名称	市街化区域に編入する面積 ha	市街化調整区域に編入する面積 ha	市街化区域への編入を保留する面積 ha
舞鶴都市計画区域	舞鶴市	上下福井	-	6.70	-
		安岡	-	3.78	-
	小計		0.0	10.48	0.0

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

京都府建設交通部都市計画課、京都府中丹東土木事務所、舞鶴市役所、舞鶴市役所西支所、舞鶴市役所加佐分室、舞鶴市中公民館及び舞鶴市南公民館

(2) 閲覧期間

令和3年7月20日（火）から令和3年8月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書の提出先及び提出期限

ア 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部都市計画課

イ 提出期限

令和3年8月3日（火）午後5時15分必着

(4) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができる。ただし、会場の収容人員を超えた場合、または、その他やむを得ない状況により、入場制限や傍聴の中止を行うことがある。

6 公聴会の中止等

公述申出がない場合、公聴会は、開催しない。

また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがある。

別記様式

公述申出書

令和3年7月20日付け京都府公報第226号に登載された舞鶴都市計画区域区分の変更案に対して意見を述べたいので申し出ます。

令和3年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

公述申出人
郵便番号

住 所

(電話)

ふりがな
氏 名

意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

注1 「意見の要旨及びその理由」の作成に当たっては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨及びその理由を区分して、横書きにより記載してください。

2 公述の申出に係る個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、公聴会の開催以外の目的のために利用することや提供することはありません。

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年7月20日

京都府教育委員会
教育長 橋 本 幸 三

1 入札に付する事項

- 業務の名称
令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務
- 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- 賃貸借期間
令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
- 業務を行う場所

仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業大学むすびわざ館内（4階）

京都府教育庁指導部ICT教育推進課

電話番号（075）414-5693

ファクシミリ番号（075）414-5837

- 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和3年7月20日（火）から令和3年8月20日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会のホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/>）の入札情報からダウンロードすること。

イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

- 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

イ 大分類「賃貸借」—小分類「その他」

(5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(6) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること

(3) 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 営業実績調書

カ 取引使用印鑑届

キ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書

ク 京都府の競争入札についての確約書

- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状
- (4) 資料等の提出
申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。
- (5) その他
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ 4の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
(イ) 提出書類
原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。
(ウ) 提出期限
令和3年8月13日（金）午後5時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
- 6 参加資格を有する者の名簿への登載
資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。
- 8 参加資格の有効期間
参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。
- 9 参加資格に係る変更届
申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。
(1) 商号又は名称
(2) 法人の所在地
(3) 営業所等の名称又は所在地
(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
(5) 取引使用印鑑
- 10 参加資格の承継
(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合については、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引

き続き当該営業を行うことができると教育長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和3年8月27日（金）まで（必着）

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで持参すること。

(イ) 提出先

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業大学むすびわざ館内(4階)
京都府教育庁指導部ICT教育推進課長

イ 開札日時

令和3年8月31日（火）午前10時

(2) 入札の方法

ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参（平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に持参するものとする。）又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be rented Equipment for tablets for Kyoto Prefectural schools

(2) Bidding method
Paper bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Tuesday, July 20, 2021 to 5:15 PM on Friday, August 20, 2021

(4) Deadline for bid submission by post
before Friday, August 27, 2021
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery
10:00 AM on Tuesday, August 31, 2021

(6) The time, date and place for the opening of tender
10:00 AM on Tuesday, August 31, 2021
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, 600-8533 Japan
TEL: (075) 414-5693 FAX: (075) 414-5837

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年7月20日

京都府公安委員会
委員長 平 林 幸 子

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和3年9月7日（火）から令和3年9月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の7日間	20人
	追加取得講習	令和3年9月10日（金）から令和3年9月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の4日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警

備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のAからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月4日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- 受けようとする講習の種別
- 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- 連絡先電話番号
- 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

- 受講者に決定した者に対する通知は、令和3年8月6日(金)午後5時までに、電話により行う。
- (2) 受講申込書の提出
 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。
- ア 提出期間
 令和3年8月17日(火)から令和3年8月20日(金)まで(提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。)とする。
- イ 提出書類
 (ア) 受講申込書(受講申込書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの) 1通
 (イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 a 3の(1)のアに該当する者
 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通
 b 3の(1)のイに該当する者
 1級検定の合格証明書の写し 1通
 c 3の(1)のウに該当する者
 2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 d 3の(1)のエに該当する者
 旧1級検定の合格証の写し 1通
 e 3の(1)のオに該当する者
 旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 (ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
 (エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通
- ウ 提出先
 受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課(係)
- エ 提出方法
 講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。
- 5 受講手数料及び納付方法
 (1) 受講手数料
 ア 新規取得講習 47,000円
 イ 追加取得講習 23,000円
 (2) 納付方法
 京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納付すること。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地
 一般社団法人京都府警備業協会
 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階
- 7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(電話(075)451-9111(代表)内線3033)

監 査 委 員

3年監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、令和2年度に執行した監査の結果(令和3年5月31日監査委員会議決定分)を次のとおり公表する。

令和3年7月20日

京都府監査委員	兎	本	和久
	同	北	岡千はる
	同	森	敏行
	同	小	林裕明

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和元年度分(一部監査日までの現年度分を含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和元年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和元年度分(一部監査日までの現年度分を含む。)の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているもの(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体)の事務の執行

ア 補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体)

イ 出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)

ウ 公の施設の指定管理者

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 着眼点、重点項目

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに工事に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼し、実施する。

なお、令和2年度の重点項目を次のとおり設定する。

＜重点項目＞

- ア 「公金に準じた取扱いの金銭」の適正管理
- イ 情報システムに係るハードウェアの適切な廃棄等
- ウ ブロック塀等の安全対策及び府有資産管理・活用システムによる管理状況
- エ 府施設でのAED管理状況
- オ 単費補助金の実績報告書の内容確認

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和2年度監査計画に基づき、令和2年12月から令和3年3月にかけて、知事部局3箇所及び工事の執行1箇所について監査を実施した（既報告分を除く。）。

なお、財政的援助団体等監査は、出資団体3箇所について実施した。

また、本庁分の会計事務に係る月例点検を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和3年3月30日から令和3年5月31日までの監査委員会議において、指摘事項10件、要望事項3件、合計13件を決定した。

その内容は、指摘事項が、収入関係1件（損害賠償金の未調定）、支出関係2件（発注担当者が完了検査を実施、履行確認が不適正）、補助金関係3件（補助金の交付決定事務の著しい遅延、補助金の過大交付、補助金額の確定事務の著しい遅延）、契約関係1件（契約書作成が不適正）、財産関係1件（固定資産台帳管理システムの改修遅延）、財援関係2件（契約内容どおりでない履行、消費税の申告誤り）の計10件であり、要望事項が、少額単独随意契約の要件規定の整備、基準契約書様式の改善の計3件であった。

（注）監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当すると認められる事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	府営住宅明渡し訴訟勝訴案件に係る損害賠償金の調定がされていないもの	住宅課
支出	発注担当者が完了検査を行っているもの	京都林務事務所
	履行確認が適正にされていないもの	文化学術研究都市推進課
補助金	補助金の交付決定事務が著しく遅延しているもの	家庭支援課
	補助金を過大に交付していたもの	畜産課
	補助金額の確定事務が著しく遅延しているもの	丹後保健所
契約	契約書が適正に作成されていないもの	京都林務事務所
財産	固定資産台帳管理システムの改修が遅延しているもの	水環境対策課
財援	契約と異なる内容で業務が履行されていたもの	(株) けいはんな
	消費税及び地方消費税の申告を誤っていたもの	(公財) 京都府丹後文化事業団

なお、上記以外に内容が比較的軽易なものとして、5件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象機関
少額単独随意契約の要件規定の整備	単独随意契約の要件は会計規則で限定列挙され、金額要件は認められていないが、物品調達の際には5万円未満は単独随意契約が可能とされており混乱が生じている。少額単独随意契約の要件について会計規則で規定する等の整備を図りたい。	会計課 入札課
基準契約書様式の改善	契約書で重要事項の記載漏れ等の不備が依然多い。容易に不備に気づくよう基準様式の改善を検討されたい。また、契約書作成システムの導入、統合財務システムとの連携等による契約書作成の省力化・正確化や支出命令時の自動チェックが望まれる。	会計課

なお、上記以外に内容が比較的軽易なものとして、2件を検討とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
京都林務事務所	令和3年3月4日	令和3年2月15日
農林水産技術センター (丹後農業研究所)	令和3年3月11日	令和2年12月9日
宇治児童相談所	令和3年3月12日	令和2年12月14日
警察本部(京都府警察本部新庁舎建設工事(主体工事))		令和3年3月4日
一般財団法人 京都府民総合交流事業団		令和3年3月2日
公益財団法人 京都府丹後文化事業団		令和3年3月3日
一般財団法人 京都ゼミナールハウス		令和3年3月16日
会計事務月例点検(本庁分)		令和3年3月25日

4 令和2年度監査の全体概要

(1) 実施状況

定期監査は、本府の285全機関について、財政的援助団体は本年度選定の25団体のうち9団体について実施した。

監査の結果は、指摘及び要望の全体数が53件であった。

第1表：実施機関数及び実施結果の状況

区分	実施機関(箇所)			実施結果(件)			
	本庁	地域機関	計	指摘	要望	計	
定期監査	知事部局	166	96	70	32	6	38
	教育庁	85	12	73	11	1	12
	警察本部	26	1	25	0	0	0
	行政委員会等	8	7	1	0	0	0
	計	285	116	169	43	7	50
	財政的援助団体等監査	9	出資6、指定管理3		3	0	3
合計	294	-	-	46	7	53	

※ 財政的援助団体の実施結果には、団体の所管課への指摘件数を含む。

※ 調書発出件数は、軽微な非公表案件(注意46、検討9の計55件)を加え合計108件

監査結果の区分や基準を大きく見直したため、元年度との件数の比較はできないが、元年度結果は102(指摘18、注意84)件、非公表の要望等7件を含め調書数は109件であった。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の波に臨機にに応じ、日数・時間数の縮減、大規模機関の前倒し実施、一部監査の実地から書面への切り替えやリモートによる委員審査の試行等により、実施件数の

確保に努めたが、北中部の機関や財政的援助団体で実地による実施の割合が低い結果となった。

第2表：実施率の状況

	当初計画(A)	実績(B)	実施率(B/A)%	
定期監査(書面含む)	(全機関)285	285	100	
内訳	委員審査	180	160	89
	本庁	116	116	100
	地域機関	64	44	69
	広域振興局	28	28	100
	広域振興局以外	36	16	44
	うち北中部	11	1	9
	事務局実地調査	196	175	89
	本庁	116	116	100
	地域機関	80	59	74
	広域振興局	28	28	100
広域振興局以外	52	31	60	
うち北中部	17	7	41	
事務局書面調査	89	110	124	
財政的援助団体等監査	25程度	9	36	
うち委員審査	3程度	0	0	

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

項目別では支出(構成比39%)、契約(32%)がともに全体の3割以上を占めるが、項目ごとの点検の母数が異なるため、一概にこれらの項目の発生頻度が高いとは言えない。次いで2年度の重点項目であった補助金(7%)が多かった。財政的援助団体等の指摘は貸与物品の管理等である。

さらに詳しく見ると、支出では職員手当の誤支給(7件)、支払遅延(5件)が多く、このうち特殊勤務手当の誤支給は誤入力要因であるため、人事課へ入力画面の改善を要望した(勤務簿画面で不具合がわかりやすく表示される等)。契約では、予定価格調書の作成不備(7件)は随意契約におけるものであるが、見積合わせにより契約の相手方を決定する場合は当該調書の作成が形骸的になりがちなことから、その省略可能範囲が最大限となるよう、会計規則の改正を提案し、令

和3年4月より改正施行された（予定価格調書の省略可能範囲を国基準に準じ100万円未満まで拡大）。

要望は、制度等の改善や3E（経済性、効率性、有効性）の観点から発出するもので、令和2年度からの監査基準に基づき、指摘事項等調書の様式で監査結果として公表することとしたものである。制度等の改善は、少額単独随意契約に関する会計規則の改正、公務出張時の私有車利用要件の改善、財務事務や総務事務のシステム改善についての5件であり、3Eの観点からは、施設の有効活用や効率的な債券運用の要望（各1件）であった。

内部統制制度の開始により、財務事務における正確性や合规性の点検が所属内で徹底されていくことから、監査においては個別事案の背景にある共通的、制度的な課題の解決や府民目線に立った3Eの観点からの要望に今後とも注力していくものである。

第3表：指摘及び要望の内訳

区 分	合計（件）	構成比（%）	主な内容等
指摘	46	100	
収入	3	7	納期限不備(1)、未収金徴収不十分(1)等
支出	18	39	手当誤支給(7)、支払遅延(5)、履行確認不備(4)等
契約	15	32	予定価格調書作成不備(7)、契約書不備(4)等
補助金	3	7	算定誤り(1)、事務遅延(2)
財産	2	4	使用料誤徴収(1)、台帳管理システム改修遅延(1)
その他	5	11	税(1)、物品(1)、財政的援助団体(3)
要望	7	-	制度等改善(5)、有効活用(1)、効率的運用(1)
計	53		

イ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施した。指摘事項は検出されなかった。

元下指針遵守状況については、定期監査での実施も含め149件の工事を抽出調査し、不備2件を確認、指導した。調査時間短縮の関係で抽出数が例年の半数程度となったが、不備率は1%（元年度3%）と良好であった。

(3) 重点項目等のまとめ

令和2年度監査計画に掲げた五つの重点項目についての監査結果は以下のとおりであった。

ア 「公金に準じた取扱いの金銭」の適正管理

令和元年10月、預り金の預金口座から職員がキャッシュカードで現金を払い出し、私的な流用を行っていた事案の発生を受け、預り金の管理の

徹底について会計管理者通知（令和元年10月29日）及び職員の綱紀保持について職員長による依命通達（令和元年11月29日）が発出されている。

これを受け、令和2年1月以降実施の定期監査における緊急調査では、不適正な事案は見受けられなかったが、令和2年度においても本項目を重点項目として位置づけ、監査対象全285機関において事務局を担っている499団体を対象に、実地又は書面により次の点について確認した。

① 通帳、キャッシュカードの管理状況

499団体口座中、通帳のないもの3口座を除く496口座で通帳が作成され、キャッシュカードは21口座で作成されていた。通帳のないものとは、インターネットバンキングと通帳のない決済専用口座である。このうち、通帳415通（84%）、キャッシュカード4枚（19%）は、公用金庫で保管されている。公用金庫での保管については、「公用金庫利用による現金等の保管要領」に基づきこれまでから厳格な管理が行われており、定期監査においても毎年点検しているが、今回も問題はなかった。

今回初めて行った公用金庫外での保管状況については、通帳81通、キャッシュカード17枚が公用金庫外で保管されていたが、通帳管理者と印鑑管理者の分離、キャッシュカード保管者と暗証番号了知者の分離については、いずれも適切に行われていた。

また、これらのうち、通帳71通、通帳のないもの3件、キャッシュカード14枚については、公用金庫内保管物と同様に所属長月例点検が行われており、残る通帳10通、キャッシュカード3枚についても同様あるいは準じた点検を行うことが望ましい旨、指導した。

第4表：通帳、キャッシュカードの管理状況

区 分	口座数	保管場所等						
		計	公用金庫外				公用金庫	
			金庫	鍵付き	鍵なし	所属長月例点検		
					有	無		
通帳	496 (100%)	81 (16%)	28	49	4	71	10	415 (84%)
通帳のないもの※	3	3	-	-	-	3	-	-
口座計	499	84	28	49	4	74	10	415
キャッシュカード	21 (100%)	17 (81%)	0	17	0	14	3	4 (19%)

※ 通帳がないため保管場所内記欄は記載していない。

キャッシュカードやネットバンキング普及の背景にはこれらがもつ経済性（手数料が安価）や利便性（窓口、時間）、安全性等の利点に加え、新型コロナウイルス感染症対策のための来店控えの協力要請もあり、地域機関の立地状況やキャッシュレス化

の動向等も考慮を要することから、その取扱いや管理のあり方の検討については今後の課題としたい。

② 任意団体の入出金管理等業務の公務への位置づけと当該団体の内部統制の状況

今回、併せて聴取した当該口座管理業務の公務への位置づけについては、499団体のうち483団体（97％）において事務分担表に明記又は明記していないが事務分担としての位置づけや兼業許可がなされていた。残る16団体（3％）については、本府職員が経理事務を行う必要性について整理するよう指導した。

支出伺いの方法については、485団体（97％）において起案を作成又は金融機関の払戻請求書等上で所属長が確認するなど書面による組織的な確認がなされており、休眠1団体を除く残る13団体（3％）についても事前に所属長等へ口頭報告等がなされていた。

決算・精算の方法については、468団体（94％）においては、毎期末に決算書や精算書が作成されていたが、令和2年度開始の事業である1団体を除く5団体については、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査時点では作成が遅れている、一時的預かりのため作成の必要がないなどとなっており、休眠1団体を除く残る24団体（5％）は作成していなかった。

今回の調査では、団体の目的や会計規模までは聴いておらず、入出金管理や決算等にどの程度の団体ガバナンスが求められるべきかについては今後の課題としたい。

第5表：任意団体内の内部統制の状況

区 分	意思決定等の状況				
	事務分担表に明記	明記していないが事務分担として位置づけ	兼業許可	その他	計
業務の位置づけ	367 (74%)	115 (23%)	1 (1>%)	16 (3%)	499 (100%)
支出伺いの方法	起案を作成	金融機関の払戻請求書等上で所属長が確認（押印）	その他	休眠	計
	444 (89%)	41 (8%)	13 (3%)	1 (1>%)	499 (100%)
決算又は精算書の作成	毎期末に作成	作成していない	その他	休眠	計
	468 (94%)	24 (5%)	6 (1%)	1 (1>%)	499 (100%)

イ 情報システムに係るハードウェアの適切な廃棄等

令和元年12月、神奈川県がリース契約満了により返却したハードディスクから大量の行政情報が流出した事件を受け、京都府情報セキュリティ対策基準が改正強化され、ハードウェアの廃棄又は返却時のセキュリティ確保等についての通知が発

出されている（令和元年12月13日）。

これを受けて、保存していた情報を適切に消去（抹消措置）の上、情報機器を廃棄等しているかについて、全対象285機関に対し、実地又は調査表により以下の2点を確認した。

① リース契約への抹消措置条項の規定

確認した272件の契約中、抹消措置について規定済み（下表A抹消措置条項あり）は79件（29％）、府でデータ消去を行うため等により規定不要（B抹消措置条項なし中a～d）の157件（58％）は概ね適正性が確保されている。

残る36契約（13％）中35件については、情報政策課が当事者として（23件）又は同課の指導の下、契約相手方との交渉が行われているが、当初契約になかったデータ消去やその履行確認に要する経費負担等について交渉が難航している例もあると聞く。

現在、抹消措置条項のない193件の契約は令和7年度までに順次終期を迎える予定であり、今後、適切に抹消措置が履行されていくよう、令和2年度以降新規のリース契約とあわせて、3年度以降の定期監査において適時に確認していくこととする。

第6表：リース契約における抹消措置条項の規定状況（ ）内は％

	全体計	内 訳		
		知事部局	教 育	警 察
リース契約数※	272 (100)	66 (24)	101 (37)	105 (39)
A 抹消措置条項あり	79 (29)	17	14	48
B 抹消措置条項なし	193 (71)	49	87	57
(Bの内訳)				
a 京都府でデータを消去	51 (19)	14	5	32
b 抹消作業に府職員が立会	4 (1)	0	4	0
c 作業完了報告を徴収等	76 (28)	2	74	0
d 契約期間満了後に無償譲受	26 (10)	1	0	25
e 契約更新時に追加予定	1 (0)	1	0	0
f 条項追加に向け業者と調整中	35 (13)	32	3	0

※ 元年度、情報政策課通知日以降に契約終了又は2年度以降も継続中の契約件数

② 所有機器の適切な廃棄

令和元年度に廃棄された415台は、いずれも適切に廃棄されていた。

廃棄台数計	所属にて物理的に破壊	委託先での破壊等を確認
415	259	156

ウ ブロック塀等の安全対策及び府有資産管理・活用システムによる管理状況

平成30年度補正予算で措置された「ブロック塀等の緊急安全対策事業」等の対象163箇所が令和元年度中に対策を完了しているかについて、実地(78箇所)及び聞き取り(85箇所)により確認した。

このうち40箇所は工事不要(安全)、94箇所は工事完了を確認。知事部局では対策が全て完了しており、残り29箇所(教育14、警察15)についても、公道隣接部分は全て工事が完了している。

教育では、民地との隣接部分で多数関係者との調整等に時間を要したものの、1件を除き2年度又は近年中に工事完了が見込まれ、残る1件(府立学校)については技術的な課題等もあり地権者との調整に注力されている。

警察では、警察署等の敷地内の老朽工作物が残るが、数年にわたる建物の大規模改修工事の中で順次除去されると聞いている。

これら未完了の箇所については、今後の定期監査で実査により状況を確認していくこととする。

なお、今年度実査した78箇所全てにおいて、当該ブロック塀を含む工作物の府有資産管理・活用システム台帳への登録が、事前の注意喚起も奏功し、適正になされていた。

第7表：ブロック塀等の安全対策の実施状況

区 分	全体計	内 訳			
		知事部局	教育	警察	
箇所数	163	71	45	47	
実施状況	工事不要(安全性を確認)	40	33	2	5
	工事完了	94	38	29	27
	工事着手済み(未完了)	28	0	13	15
	工事未着手	1	0	1	0

エ 府施設でのAED管理状況

AEDを設置する府施設(所管課及び出資法人)計42機関について、実地又は聞き取りによりAEDの管理状況(有効期限の管理、日常点検、設置場所の適切な表示)及び操作研修の実施状況を確認した。

自動で機能チェックを行う自己診断機能を搭載した機器の普及により、有効期限の管理や日常点検に問題はなかったが、設置場所のわかりやすい表示が不十分なものが1機関(府立植物園3台)あり、元年度監査でも改善を求めていたが、次回の施設内ガイドマップ印刷時に追加表示を検討中

と聞いている。

操作研修(AED講習)については基本的に毎年実施されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっている機関があり、実施の徹底を指導した。

第8表：府施設でのAED設置・管理及び研修の状況

	全体計	内 訳				
		知事部局	教育	警察	出資法人	
設置機関数	42	20	16	3	3	
設置台数	67	23	18	3	23	
管理状況	問題なし	67	23	18	3	23
	不備あり	0	0	0	0	0
設置場所	案内図等で表示	42	5	11	3	23
	入口付近に設置	22	15	7	0	0
	表示不十分	3	3	0	0	0
操作研修(元~2年度)	実施	39	19	16	3	1
	未実施	3	1	0	0	2

オ 単費補助金の実績報告書の内容確認

12部局4広域振興局が所管する延べ187件の平成元年度事業(平成30年度からの繰越事業を含む。)について、抽出調査した。当初は実績確認を中心とする予定であったが、交付要綱等を徴収し年間日程を確認する中で、事務手続きの不備や大幅な遅延等の不適正を延べ94件検出した。

第9表：単費補助金の実績報告書調査結果

部局別	件数※(延件数)	交付要綱		補助形態			概算払(うち全額)	不適正事例(延件数)
		有	無	直接補助	間接補助	間接補助		
知事直轄組織	4(6)		4	2	4		4(4)	3
危機管理部	3	1	2	1	1	1	0(0)	1
総務部	3	3			3		0(0)	0
政策企画部	4	2	2	1	3		2(2)	5
府民環境部	9(10)	7	2	2	5	3	7(7)	9
文化スポーツ部	14	11	3	2	10	2	3(2)	6
健康福祉部	21(22)	13	8	4	17	1	6(4)	17
商工労働観光部	20	7	13	2	15	3	12(11)	8
農林水産部	40	25	15	4	26	7	21(18)	16

建設交通部	4	4			1		3	0(0)	1
教育庁	6	2	4	2	4			5(5)	4
警察本部	1	1			1			1(1)	1
小 計	129 (133)	76	53	20	90	10	13	61(54)	71
広域振興局	54	54	0	9	28	7	10	5(5)	23
合 計	183 (187)	130	53	29	118	17	23	66(59)	94

※ 運営費と事業費の両方に区分したものが4件ある。
農林水産部40件は地域機関5件を含む。

不適正事例のうち、補助金額の過大交付1件と事務の著しい遅延（5箇月）2件に対し指摘事項等調書を発出し公表するとともに、実績報告書の内容改善（軽微）1件を検討（調書は発出するが非公表）、残り89件を部局単位で指導・注意喚起し、3年度監査で改善状況を点検する。

第10表：単費補助金の実績報告調査における不適正事例の内訳

区 分	指摘等	指導	計	備 考
補助金額を過大交付	1		1	
交付決定前の事業開始		38	38	
交付決定事務処理の遅延	1	15	16	
概算払の必要性等に疑義		5	5	
実績報告	報告時期が不適切		9	9
	報告内容等	2※	4	※うち1件は過大交付と同一案件のため、調書実数は4件
完了検査		7	7	
額の確定	確定時期が不適切		2	2
	事務処理の遅延	1	9	10
合 計 (延件数)	5	89	94	

5 監査委員による意見・要望

令和2年8月の知事との意見交換、同11月の各広域振興局長との意見交換において監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年時点での意見・要望事項であり、現下の喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策については、数次の対策により、ワクチン供給体制や医療提供体制等の充実強化、一人ひとりが感染拡大を防ぐ取組を徹底しつつ、営業の休止や時間短縮等により厳しい環境にさらされている府民の社会経済活動への

支援等に不断の取組をいただいているが、国や市町村、関係機関と緊密に連携され、なお一層尽力されることを望むものである。

- 新型コロナウイルス感染症対策について
医療体制等順次強化されているが、重症化対策としての高齢者等福祉施設への専門的な支援やサポート、大学生等や飲食店における感染防止対策強化の取組も引き続きお願いしたい。また、職員の疲労にも配慮しつつ持続可能な体制を構築されたい。
- コロナ禍の中での防災・減災対策について
防災・減災の基盤づくり事業について、コロナ禍の中ではあるが、迅速かつ適切に工事を進められたい。また、避難所の3密対策など適切な避難のあり方について検討し、社会的弱者が取り残されない防災・減災対策に尽力願いたい。
- 新型コロナウイルス感染症対策に向けた財政運営について
中止となった事業の予算をコロナ対策に回す等、緊急事態に対応した機動的な財政運営をお願いしたい。感染予防の観点から事業の休止や見直しは一定やむを得ないが、そのような中でも将来の人材育成などの未来への投資は、しっかりと続けていただきたい。
- 京都経済の危機の克服、観光・商店街等への支援について
観光関連産業等に関する危機克服会議から、これまでにない発想や提案が期待され、商店街や飲食店などにしっかりと裾野が広がることが望まれる。出てきた政策をしっかりと実現していただきたい。
- 京都産業の「危機克服」について
新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式が変化し、一般家庭においても外食から中食（なかしょく）・内食（うちしょく）にシフトしてきたが、新産業につながるチャンスとして活かしていただきたい。
- 新たな生活様式の中での京都の文化芸術やスポーツ活動について
北山エリアの稲盛記念会館の周辺は広々として無機質な感じがする。温かみを加える等の工夫や植物園をより有効に活用していく方法についての検討等、北山エリア全般で整備の方向を示していただきたい。
- コロナ禍による環境の変化の中でのこれからの子育てについて
新型コロナウイルス感染症の影響により家族の重要性や社会とのつながりをより意識するようになった等の報告がなされている。府民の環境の変化を見逃さずに、安心した子育てにつながるメッセージを発信されたい。児童虐待については、年々相談件数が増え体制も強化されているが、関係機関との連携を一層深め、今後も的確に対処していただきたい。
- 各地域の振興について
(山城) 新名神の効果が最大限発揮できるよう

アクセス道路各線の整備を着実に進め、その効果を山城北部地域から府内全域に波及させるとともに、宇治茶や京やましろ新鮮野菜のブランド力を更に強化し、道路整備等により高まる地域ポテンシャルも活かして、新たな観光や食を盛り立てていく施策の展開、商工業の振興を一層推進していただきたい。

(南丹) サンガスタジアムや府内初となる「道の駅」を拠点としたホテルの開業など、新たなにぎわい創出に向けて好条件が整いつつある。地元の期待も高まっており、WITHコロナ社会での新たな観光や食を盛り立てていく施策の展開、地域産業の振興をぜひ推進していただきたい。

(中丹) 万願寺甘とうをはじめとする特産物の生産力の向上や、大河ドラマの効果を活かした観光、管内の大学等の若い力を巻き込んだ施策展開などにより、管内の農林水産業や商工業を盛り立て、地域を活性化する取組を進めていただきたい。

(丹後) 「京丹後ふるさと旅行券」の即完売に見られるような他にはない地域の魅力があり、その特性を活かして、3密対応の観光振興をはじめ、度重なる大規模災害の打撃を受けた農産物、丹後ちりめんや機械金属工業の新展開にも一層尽力いただきたい。

○ 財務等の業務全般について

厳しい財政運営が続く中、不断の行財政改革が求められており、貴重な予算をより経済的、効率的、かつ有効に執行するとともに、府民の皆さんからお預かりしている公金であるとの意識を持ち、適正な会計事務処理に日々務められたい。



3年監査公表第10号

令和2年度に執行した監査の結果（令和2年11月30日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年7月20日

京都府監査委員	兎	本	和	久
	同	北	岡	千はる
	同	森		敏行
	同	小	林	裕明

定期監査

監査の結果

【部局別】

(1) 広域振興局

① 南丹広域振興局

○ 南丹広域振興局

(指摘)

時間外勤務手当が誤って支給されているもの(措置の内容)

監査終了後、直ちに過大支給となった手当について、返納処理を行い、同様の事例がないか、確認を行った。併せて、課内会議において係長に時間外・休日勤務整理簿とシステム入力内容の突合を徹底するよう注意喚起を行った。併せて翌月初めに、時間外・休日勤務整理簿と時間外勤務実績一覧を複数人でチェックし、再発防止を徹底することとした。

○ 南丹土木事務所

(指摘)

予定価格調書及び契約書等の作成を省略できない案件において、これらの書類が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内全員に指摘事項を周知し、課長会議においても、会計規則等に基づく適正な事務処理について確認を行った。

今後は、契約事務において適正な事務処理に努めるとともに、複数職員によるチェック体制の徹底により再発防止を図ることとした。

② 中丹広域振興局

○ 中丹西土木事務所

(指摘)

契約書に部分払の条項が定められていない案件において、部分払が行われているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに契約事務担当者の会議を行い、指摘事項を周知し、適切な契約事務について注意喚起を行った。

また、契約書の作成時及び契約締結時に複数職員でチェックを行うことにより、再発防止を徹底することとした。

○ 中丹東土木事務所

(指摘)

予定価格調書の作成を省略できない案件において、同書類が作成されていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに関係職員に対して指摘事項を周知し、適切な契約事務について注意喚起を行った。

また、決裁過程で予定価格調書が適正に作成されているかを十分チェックし、再発防止を徹底することとした。

③ 丹後広域振興局

○ 丹後土木事務所

(指摘)

時間外勤務手当が誤って支給されているもの
(措置の内容)

監査終了後、直ちに関係職員に対して指摘事項を周知するとともに、返納処理を行った。

総務事務システムの時間外勤務命令時間の決裁時に、併用している紙ベースの時間外勤務命令簿との突合を厳密に行うとともに、毎月、当月分の総務事務システムの入力画面一覧を出力し、再度、時間外命令簿とのチェックを行い、ダブルチェックの実施により、再発防止を徹底することとした。

(2) 教育委員会

府立北嵯峨高等学校

(指摘)

住居手当が誤って支給されているもの
(措置の内容)

監査終了後、直ちに返納処理を行った。

また、転居等に伴う住居手当の変更については、教職員給与事務の手引きや質疑応答集を参考にし、支給要件について校内で共通理解を図るとともに、再発防止のため、複数職員でチェックする体制を徹底することとした。